

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新潟県五泉市長

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査 ②資格確認書等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③国民健康保険税の賦課、更正及び減免 ④保険給付の支給 ⑤一部負担金に係る措置 ⑥窓口や郵送での書類の受入 ⑦サービス検索・電子申請機能での受理(マイナポータルでのお知らせ機能での通知を含む)
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 中間サーバ 3. 宛名管理システム 4. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成) 5. 医療保険者等向け中間サーバ 6. サービス検索・電子申請機能 7. 住登外者宛名番号管理 8. 統合収納管理 9. 統合滞納管理 10. 住民記録システム 11. EUC
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法第9条第2項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、27、42、49、56、65、69、83、87、115、125、131、141及び158の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70及び71の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規定」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、人的安全管理措置を講ずるための管理者及び担当者の役割を明確化している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規定」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、特定個人情報等の適正な取扱いのために技術的安全管理措置及び物理的安全管理措置を含む必要な措置を講じているとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員研修を実施している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・遺失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。
--	-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 湯浅 善章	市民課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事前	様式改正による追加
令和1年6月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事前	
令和1年6月10日	IVリスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和2年3月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバ、宛名管理システム	国民健康保険システム、中間サーバ、宛名管理システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保情報)システム(※)」という。)、医療保険者等向け中間サーバ等	事前	オンライン資格確認等システム稼働前による追加
令和2年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・別表第一の30の項 2. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条	1. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・別表第一の30の項 2. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働前による追加
令和2年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87及び93の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条 (別表第二における情報照会の根拠) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二の1、42、43、44及び45の項 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第25条及び第26条	(別表第二における情報提供の根拠) 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87及び93の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条 (別表第二における情報照会の根拠) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二の1、42、43、44及び45の項 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第25条及び第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働前による追加
令和2年8月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87及び93の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条 (別表第二における情報照会の根拠) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二の1、42、43、44及び45の項 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第25条及び第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(別表第二における情報提供の根拠) 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87及び93の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条 (別表第二における情報照会の根拠) 3. 番号法 (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二の1、42、43、44及び45の項 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第25条及び第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令改正に伴う変更
令和3年11月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月19日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月20日	表紙	五泉市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	五泉市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	記載修正
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③国民健康保険税の賦課、更正及び減免 ④保険給付の支給 ⑤一部負担金に係る措置	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③国民健康保険税の賦課、更正及び減免 ④保険給付の支給 ⑤一部負担金に係る措置 ⑥窓口や郵送での書類の受入 ⑦サービス検索・電子申請機能での受理(マイナポータルでのお知らせ機能での通知を含む)	事前	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルでのお知らせ機能開始に伴う追加
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバ、宛名管理システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保情報)システム(*)」という。)、医療保険者等向け中間サーバ等	1. 国民健康保険システム 2. 中間サーバ 3. 宛名管理システム 4. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成) 5. 医療保険者等向け中間サーバ 6. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルでのお知らせ機能開始に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月20日	I 関連情報 2. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・別表第一の30の項 2. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の30の項 ・第9条第2項 2. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	記載修正
令和5年2月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 令和3年10月1日時点	1,000人以上1万人未満 令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和6年11月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 中間サーバ 3. 宛名管理システム 4. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成) 5. 医療保険者等向け中間サーバ 6. サービス検索・電子申請機能	1. 国民健康保険システム 2. 中間サーバ 3. 宛名管理システム 4. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成) 5. 医療保険者等向け中間サーバ 6. サービス検索・電子申請機能 7. 住登外者宛名番号管理 8. 統合収納管理 9. 統合滞納管理 10. 住民記録システム 11. EUC	事前	標準準拠システム導入による追加
令和6年11月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の30の項 ・第9条第2項 2. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法第9条第2項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	・記載修正
令和6年11月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、及び120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条及び第46条 (別表第二における情報照会の根拠) 3. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二の42、42、44、45及び121の項 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第25条及び第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、27、42、49、56、65、69、83、87、115、125、131、141及び158の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70及び71の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	・記載修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月6日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
—	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	時点修正
令和6年11月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	時点修正
令和6年11月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和8年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③国民健康保険税の賦課、更正及び減免 ④保険給付の支給 ⑤一部負担金に係る措置 ⑥窓口や郵送での書類の受入 ⑦サービス検索・電子申請機能での受理(マイナポータルでのお知らせ機能での通知を含む)	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査 ②資格確認書等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③国民健康保険税の賦課、更正及び減免 ④保険給付の支給 ⑤一部負担金に係る措置 ⑥窓口や郵送での書類の受入 ⑦サービス検索・電子申請機能での受理(マイナポータルでのお知らせ機能での通知を含む)	事後	被保険者証廃止に伴う修正
令和8年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和6年10月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	時点修正
令和8年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和6年10月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	時点修正